税　南　第１３１９号

平成２７年９月１５日

大阪府職員労働組合府税支部なにわ南分会

分会長　山﨑　峰人　様

大阪府なにわ南府税事務所長

鎌　倉　　功

職場環境整備等の要求について（回答）

平成２７年９月８日付けで貴分会から要求のあった事項について、下記のとおり回答します。

記

１．分会との労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。労働条件等にかかわる業務の変更等については、事前に分会と協議し、協議が整わない場合は実施しないこと。

所属する労働組合による不平等取扱いは一切行わないこと。また、労働組合に対する不当な介入・干渉は行わないこと。

（回答）

良き労使関係については、尊重してまいりたい。また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい｡

なお、所属する労働組合による不平等な取扱いや労働組合に対する不当な介入・干渉は行っておりません。

２．現在の給与は昨年の人事委員会勧告に反して経過措置が設けられておらず、勧告された水準を２％下回っていることは不当であり、給与・一時金を抜本的に引き上げるよう、関係機関に働きかけること。

（回答）

給与・一時金制度については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。

３．府税事務所に勤務するすべての職員に対し、税務職俸給表の適用、もしくは調整額の支給を行うよう、関係機関に働きかけること。

（回答）

給与制度については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。

４．労働条件を悪化させ、評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきであり、「新人事評価制度」の賃金リンクを撤回するよう、関係機関に働きかけること。

（回答）

新人事評価制度については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。

５．同一職場でともに勤務する非常勤職員の労働条件は、職員の労働条件に密接に関連することから、雇用の継続や待遇の改善を行うよう、関係機関に働きかけること。

（回答）

非常勤職員の雇用・待遇制度については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。

６．時差勤務を廃止し、勤務時間を拘束８時間とするよう、関係機関に働きかけること。

（回答）

勤務時間については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。

７．「副主査」選考については、府税業務に必要な研修の参加を反映させるなど、対象者の負担を軽減すること。職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職４級の水準に到達できるよう、賃金体系の改善を行うこと。

（回答）

副主査選考及び職員の賃金体系については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。

８．「税収確保対策」等による労働強化・管理強化は行わないこと。また、「税収確保重点月間」等を理由とした時間外勤務の強要を行わないこと。

（回答）

税収確保対策等による労働強化・管理強化は行っていない。また、税収確保重点月間等を理由とした時間外勤務の強要は行っていない。

９．職員の長時間勤務解消や過重労働防止等、実質的な労働時間の短縮を図る観点から、人事異動などにおいて本人の希望を尊重するなど、適切に対応すること。

（回答）

職員の労働条件等については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。

１０．再任用職員の労働条件等を改善すること。

①この間の給与・一時金の削減を復元するとともに、増額を行うよう関係機関に働きかけること。

②再任用職員の地共済加入を可能にするよう関係機関に働きかけること。また、人間ドック受診に補助金制度を創設するよう関係機関に働きかけること。

③週休日に勤務を命ずる場合、通勤にかかる交通費が支給されていないため、交通費を支給するよう、関係機関に働きかけること。

（回答）

再任用職員の労働条件等については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。

１１．VDT作業における職員の健康管理体制の充実と作業環境の整備を行うこと。また、VDT特別健康診断の充実と全員受診体制を確立するよう、関係機関に働きかけること。

（回答）

職員の健康管理体制については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。

１２．夕陽丘庁舎は、なにわ南府税と大阪自動車税事務所等が入居し、業務が混在する中、業務内容を熟知した正規職員を配置し、納税者に対する適切な電話対応と転送を行う体制をとるべきである。納税者に対する正確な対応とそれによる労働条件の改善のため、欠員に対しては正規職員を配置する等、適切な措置をとること。

（回答）

電話交換手の配置については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。

１３．当所に勤務する女子職員（府職員、委託先職員とも）に比して女子トイレが少ないため、改善すること。

（回答）

実状は理解しているが、労働安全衛生法の規定に基づく設置基準は満たしており、限られた庁舎スペースの中で増設が困難なことから、別の階の施設の利用も含めご理解いただきたい。

１４．職員の衛生のため、給湯ポットやゴミ箱等を置く一階会議室に手洗いを増設するともに、更衣室にも手洗いを設置すること。また、一階会議室使用中は給湯ポットが使用できないため、会議室外に設置場所を確保すること。

（回答）

一階会議室の手洗いの増設及び更衣室への設置は困難である。会議室使用中に給湯ポットを使用する場合は、管理課奥の給湯室を使用していただきたい。

１５．空調については、温度設定をはじめ、来庁者、職員の健康に配慮した弾力的な運転を行うこと。１Ｆ更衣室にも空調を設置すること。最低限、勤務時間内は空調を運転すること。

（回答）

空調については、常に職員等の健康管理に留意しているところであり、今後とも適切な運転に努めてまいりたい。

合わせて、以下の事項について要望いたします。

１．職員基本条例に基づく相対評価、及び新人事評価制度は、圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないと感じ、府民サービスの向上よりも評価されるための仕事につながりかねないとの懸念を抱いています。とりわけ、全員ががんばってもブラックボックスの中で順位付けが行われる「相対評価」を廃止してください。同時に、新人事評価制度に対し、以下の事項を要望いたします。

①チャレンジシートと期初・期中面談は廃止すること。②評価基準など評価制度の説明責任を果たすこと。③評価結果を全面開示すること。④第三者機関による「不服申し立て制度」を設置すること。⑤「確認事項」を遵守すること。

２．職務に対する職員の健全な意見を封じる職員基本条例、労使関係条例を廃止し、府民と直に接する職員の声をくみ上げる風通しの良い府庁組織としてください

３．税務業務の民間委託は、本来、賦課から徴収まで一貫して納税者に責任を持つべき体制を分断し、納税者の個人情報保護の観点からも大きな問題を持っています。また、民間委託は非正規雇用を前提とした入札（低価格競争）が行われています。

きわめてデリケートな個人情報を扱う税務業務の民間委託を撤回するとともに、府民に信頼される公正・公平な税務行政を確立してください。

また、大阪府が「民間開放」を口実に、使い捨ての非正規労働を率先して拡大している現状を改め、公契約条例を制定し、非正規労働者の賃金・労働条件の改善の先頭に立ってください。

４．自動車税全件引継は、必要な人員を配置せずに強行されており、職員一人あたりの件数が大幅に増加することから、勤務条件を大きく損なうことはもとより、納税者に対する画一的・強権的滞納整理につながる恐れがあります。納税者に対する丁寧で真摯な対応に必要な人員を配置してください。

５．市内府税事務所再編については十分な総括を行うとともに、納税者の権利と利便性を保障することが必要です。一貫した業務執行体制の確立と専門性の向上を基本に、市内自動車税徴収及び法人二税集中化の抜本的な見直しを行ってください。

６．業務にかかわる以下の事項について改善を求めます。

①電話機に関し、保留機能を完備した電話機に更新すること。ナンバーディスプレイ機能を付加すること。

②大阪自動車税事務所課税課から書庫に通じる扉前のスロープ・床を、段ボール等で補強しているが、書類を持っての通行が多く危険であるため、改善すること。

③管理課と委託業者の納税証明書の受け渡し通路にパーテーションを設置すること。

④自転車については引き続き、定期的に点検・整備を行うこと。

７．路上喫煙などによる受動喫煙防止のため、来庁者も利用できる喫煙場所を設けること。